

様式 2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	自然共生推進課
契約締結年月日	令和 8 年 4 月 1 日
契約者名	一般社団法人山梨県猟友会
契約名	中央線沿線ニホンジカ捕獲事業業務委託
契約金額（税込み）	5 2, 8 4 8, 9 5 0 円
随意契約理由	1 本事業は、中央線沿線地域におけるニホンジカによる列車衝突事故の軽減を目的として、JR 中央線沿線の地域において集中的に捕獲を実施するものである。 特に本事業の実施箇所は、鉄道施設周辺という特殊な環境に加え、沿線には民家や生活道路が近接する区域も多く含まれており、捕獲に当たっては、列車運行への影響防止、周辺住民及び通行者の安全確保並びに関係機関との緊密な調整など、非常に高度な安全管理体制が求められる。 また、限られた期間内にまとまった捕獲頭数を確保することから、地域ごとの地形、シカの出没状況及び移動経路を熟知したうえで、効率的かつ機動的に捕獲を実施できる体制が不可欠である。 2 一般社団法人山梨県猟友会は、県内全域に約 1,900 人の会員を有し、地域ごとに支部組織を有する県内唯一の狩猟団体である。また、中央線沿線各地域において日常的に捕獲活動を行う会員を有し、当該地域の地形及び出沒状況に精通した人材を確保しているとともに、広域にわたる迅速な捕獲体制を構築することが可能である。 さらに、同法人は、これまで県及び市町村が実施する管理捕獲事業を受託し、生活圏近接地域においても安全かつ適切に捕獲業務を遂行してきた実績を有し、本事業に必要な技術力及び安全管理体制を備えている。

	る。 3 以上のとおり、本事業は、鉄道沿線という特殊かつ危険性を伴う環境において、集中的な捕獲を実施する必要がある、広域的な動員力、地域特性の把握及び高度な安全管理体制を一体的に確保できる者が必要である。 これらの条件を満たす者は他に存在しないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本事業を唯一委託できる法人である、一般社団法人山梨県猟友会を相手方とする随意契約とする。
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号